

一宮市会計に関する規則第 17 条の 3 の規定により、計量器の定期検査手数料及び随時検査手数料並びに分銅運搬手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 2 日

一宮市長 中野 正康

1. 委託先

一宮市指定定期検査機関
一般社団法人愛知県計量連合会
会長 鷺山 達也

2. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで